

令和6年度 台湾現地観光プロモーション業務 委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が行う、台湾現地観光プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

I 業務の名称

令和6年度 台湾現地観光プロモーション業務

II 目的

長野県では、インバウンド誘致による県内観光消費額の拡大に向け、「量（旅行者数）から質（消費額）へ転換」を図ることとし、実績国・地域からの「集客維持」により足場を固めつつ、高付加価値市場への「拡大」によりさらなる成長を目指すという2つの軸で施策の展開に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の5類移行や、円安の影響を受け、急速に訪日旅行市場は回復し本県へのインバウンドはコロナ前を上回るペースで増加している。その一方で、台湾については、令和5年の外国人延べ宿泊数が、過去最大であったコロナ前の平成30年に比して約61.8%にとどまっているなど、伸び悩みを見せている。

台湾は、過去10年以上連続（コロナ禍を除く）で、本県へのインバウンド旅行客数第1位を維持している最大かつ最重要の実績市場であるところ、改めて本県の魅力をPRするとともに、具体的な旅行商品造成を促進し、早期の集客回復を図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、早期の集客拡大及び消費単価向上を図るべく、台湾からの観光客から人気の高い4・5月シーズン、さらにはグリーンシーズンの旅行商品造成につなげるため、台湾国内のキーパーソンを訪問して意見交換や協力要請を行うとともに、関係構築を図るとともに、現地旅行会社を対象とする観光セミナー・商談会を開催する。

III 履行期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

IV 委託上限額

3,178,000円（税込）

V 業務概要

1. 現地移動手段の手配・行程管理 ※暫定行程表は別紙のとおり

(1) 渡航日程：令和6年12月14日（土）～令和6年12月17日（火）

(2) 台湾（台北市、台中市他）

(3) 参加者数：10名程度

(4) 業務内容：

本事業に関しては再委託を妨げない。

- ① 現地移動手段（借上車両）の手配
 - ・ 借上車両の仕様、予定行程、見込拘束時間は下記（5）のとおり。
 - ・ 有料道路代や駐車料金も委託費用に含めること。
 - ・ 車両番号は出発前に通知すること。
- ② 添乗員の手配
 - ・ 全体の管理を行う添乗員を国内・海外各1名を配置すること。
 - ・ 常に委託者と連絡調整ができるような態勢を確保し、渡航先で必要な手配を行うとともに、期間中の行程管理を行うこと。
 - ・ 国内添乗員は、出発・帰着空港（ともに成田空港）にて出国・帰国に係る必要な支援を行うとともに、不測の事態が発生した際の手配を行う等の業務を行うこと。
 - ・ 海外現地添乗員は原則現地での全行程に同行し、出張職員、バス運転手、宿泊施設等関係者との必要な連絡調整や、一行の車両への円滑な乗降等安全確保、公共交通機関使用時の乗換支援、その他不測の事態が発生した場合に必要な手配を行う等業務を行うこと。
 - ・ 海外現地添乗員は、現地に精通し、現地の者と意思疎通が図ることができる語学力及び国や地方公共団体の長のアテンド経験を有すること。
- ③ 食事の手配
 - ・ 渡航先における昼食及び夕食について、委託者と調整の上、食事場所等の予約及び精算を行うこと。
- ④ 現地支店等
 - ・ 現地支店、支社、現地法人等又は現地法人の支社、支店、拠点と連携し、緊急時に必要なサポートが迅速に行える体制があること。企画提案時に、現地支店又は現地提携会社等のサポート体制について企画提案時に整理して提出すること。
- ⑤ 委託者及び長野県事業部局との連携
 - ・ 委託者と、長野県庁にて原則対面での打合せができる体制を整えること。打合せは、必要に応じて週1回以上（オンラインでも可）実施、渡航前1週間は2回以上対面での実施を想定すること。
 - ・ 訪問国でのビザ、抗原検査、海外危険情報、欠航・遅延に関する事態等が生じた場合は速やかに情報提供を行うこと。
 - ・ 渡航中、欠航や緊急的に行程を変更または帰国する事態が生じた場合は、現

地と調整を行う県庁の部局担当者と十分な連絡体制を取ること。

- ・ 行程に参加する県職員以外の参加者との十分な意思疎通を図ること。

⑥ その他

- ・ 契約期間中を通じ、契約時に想定されていなかった業務が発生した場合には、委託者と受託者で協議を行い、必要な措置を講じること。
(例) 幹部職員の出張取り止め、天候その他事情によるフライト変更・欠航時支援、現地での体調不良者発生時サポート（医療機関手配・旅程変更等）、予定外のVIP対応 等
- ・ 受託者が手配後に発生するキャンセル料金については、受託者は委託者に対して事前に取り扱いを明示すること。
- ・ 本件金額については、為替レートの変更等の条件は認めないものとする。
- ・ 受託者は、業務上知り得た事項（個人情報を含む）について、守秘義務を負うこととする。
- ・ 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- ・ 仕様書記載外の事項又は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者と受託者が協議して決定することとする。

(5) 現地移動手段（借上車両）の仕様、借上行程

① 仕様

- ・ 年式が概ね10年以内であり、清潔なものを選定すること。また、県幹部クラスが現地要人等を訪問するにあたってふさわしい外装であること。
- ・ 座席数は、運転席・助手席を除き、20席以上であることが望ましい。
- ・ 車両下部にスーツケース等の収納スペースがあること。
- ・ 乗車人数や経済性を考慮し、訪問先に応じて車両を変更することも可とする。

② 借上予定行程、見込拘束時間

日付	予定行程	拘束時間（目安）
15日 午後	高鐵台中駅→台中市内→宿舎（台中市内）	3時間30分
16日 午前	宿舎（台中市内）→台中市内→→高鐵台中駅	5時間00分
16日 午後	高鐵台北駅→台北市内→宿舎（台北市内）	4時間00分
17日 午前	宿舎（台北市内）→台北市内→長野県観光セミナー・商談会会場（台北市内）	3時間30分

2 長野県観光セミナー・商談会運営業務

- (1) 実施時期：令和6年12月17日（火）午後
- (2) 実施場所：台湾・台北市内（ホテル又はコンベンション施設）
- (3) 目的：本県の豊かな自然、歴史、文化等に関心を示す、以下の顧客の獲得
 - ・ 地方への訪問意欲が高い訪日リピーター層

- ・ M I C E、教育旅行等の主催者

(4) 想定規模：最大 80 名程度

- ・ 現地バイヤー（リテラー、ツアーオペレーター）40 社 40 名程度
- ・ 長野県サプライヤー10～15 団体 20～30 名程度（県内観光事業者）
- ・ その他 10 名（県出張者及び受託者手配の運営スタッフ等）

(5) 内容：

①県幹部職員によるプレゼンテーション（15 分程度）

②個別商談会(90 分)

- ・ サプライヤー固定、1 コマ 10 分程度の時間交代制
- ・ バイヤーは先着順着席（座席数 6 程度）

③参加者交流会（ラッキードロー等）(30 分)

- ・ 景品は委託者調達物及びサプライヤーからの提供を想定

(6) 業務内容

①会場手配

- ・ 台北市内の会場を手配すること。手配にあたっては、県幹部が出席するイベントとしてふさわしい程度の格式、立地や交通アクセス、招待する現地バイヤーの嗜好、企画内容等も考慮すること。
- ・ 必要な設備、機材等を手配すること。
- ・ 会場の一角に、バイヤー用の湯茶及び軽食（茶菓子、サンドイッチ等）の提供スタンドを設けること。

②招待者のリストアップ及び招待等

- ・ 開催案内、募集・取りまとめ、商談・セミナーのコマ割り当てについて、県と連携して実施すること。
- ・ 企画提案時に、招待者リストを提示すること。招待者リストは長野県サプライヤーへ提供することから、現地の個人情報保護法令に則り、招待者から提供について許可を取得すること。
- ・ バイヤーの参加に必要な措置を講ずること（例：駐車料金や交通費の負担など）

③事前説明会の実施

- ・ 県内観光事業者を対象にオンライン事前説明会を開催すること。
- ・ セミナー・商談会実施に係る運営マニュアルやバイヤーリスト等を作成し、参加者へ配布すること。
- ・ 台湾におけるインバウンド市場の動向や招待する旅行会社の特徴、効果的な商談方法など、当該情報も併せて提供すること。
- ・ 必要に応じて、サプライヤーの出展準備に向けた個別相談に応じること。

④運営体制の整備

- ・ 事務局としてイベント全体を管理する責任者を定め、実施体制図を作成すること。
- ・ その他、受付や案内、司会、機材操作支援等、運営に必要な人員を手配すること。なお、通訳はサプライヤーにて手配するため不要。
- ・ 開催期日1か月前を目途として、進行表、運営マニュアルを作成すること。

⑤当日の設営・運営

- ・ 責任者は、準備（搬入）、開催中、終了（搬出）までの間、必ず現場に常駐し、会場、バイヤー・サプライヤーと常に連絡が取れるようにすること。
- ・ その他、運営に必要な人員を過不足なく配置すること。
- ・ 会場装飾については、参加者にわかりやすい案内表示や、長野県のPRにつながる簡単な展示を行うなど、創意工夫を図ること。
- ・ 県や参加サプライヤーの希望に応じて、セミナー・商談会で使用するポスター・パンフレットの発送作業、会場搬入を行うこと。（ただし、送料については送付者負担とする）。

⑥現地メディアやSNSなどを活用した効果的なプロモーションの実施

- ・ 台湾での認知度及び販路拡大に繋がるよう、現地・日本のメディアの取材を招待や、現場取材以外のメディアへの発信、SNS発信など、メディアを活用した情報発信を行うこと。
- ・ メディア対応は受託者が行い、撮影した映像・画像の著作権については、委託者に帰属するものとする。

⑦フォローアップ

- ・ セミナー・商談会の翌週を目途に招待者へフォローアップメールを送ること。参加サプライヤーの営業資料（電子媒体）を取りまとめるとともに、県が指示する資料及び情報とともに送付すること。

⑧報告書の作成

- ・ セミナー・商談会に係る事業成果を把握するのに必要な項目を記録するとともに、商談会后、参加事業者・参加バイヤーへアンケートを実施すること。アンケートは参加者全員を対象として、未回収等のないよう留意すること。また、項目については、事業の成果や今後の誘客の参考となるよう提案すること。
- ・ 加えて、商談会終了後期間を空けて商品造成件数のフォローアップ調査及びメディア掲載調査を実施し、本事業の効果を取りまとめること。
- ・ 商談会に係る事業記録（記録写真の撮影等）やアンケート結果をまとめて報告書を作成すること。文書作成は、ワード、エクセル又はパワーポイントで行うこと。

※報告書について

【項目例】

- ・ 事業概要
- ・ 参加者リスト（会社名、役職、氏名、メールアドレス、住所、会社 HP）
- ・ 当日の様子（写真画像を含む）
- ・ 商談件数
- ・ 商品造成件数
- ・ メディア掲載件数
- ・ 事業実施に伴う課題の分析
- ・ アンケートの集計内容・分析・提言
- ・ その他委託者が指示したもの

【提出先】

長野県観光スポーツ部観光誘客課（国際観光推進担当）高橋

【提出期限】

令和7年3月14日（金）まで

⑨その他

- ・ 本事業をより効果的なものとするため、独自の取組を提案、実施すること。

（7）成果指標

- ① 現地バイヤー参加者数：仕様書記載のとおり
- ② 県内観光事業者：仕様書記載のとおり
- ③ 商談件数：100件
- ④ 商品造成件数：10本
- ⑤ メディア掲載件数：3本
- ⑥ 参加者満足度：80%（4段階中、上位2評価の合計）

（8）業務実施上の注意点

- ① 本事業の開始から終了までの間、各事業を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）をそれぞれ1名配置した実施体制図を示すとともに、統括責任者は、各種実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為、適宜、県と連絡調整を行うこと。
- ② 受託者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方・方法、役割分担、各種資料の提出時期等を明記した「業務工程表」を、委託者に提出すること。また、受託者は業務の進捗状況等を適切に管理し、工程に変更が生じた場合は、適宜、委託者と協議の上、業務工程表を変更し再提出すること。
- ③ 緊急事態が発生した場合、統括責任者は県と協議の上、すみやかに解決を図ること。
- ④ 再委託については、次のとおりの扱いとする。

- ア 受託者は、その責任において、各個別業務の一部を第三者（委託者が指定する再委託も含む。）に再委託することができる。但し、受託者は委託者が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を委託者に報告するものとし、委託者において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、委託者は受託者に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。
- イ 前項但書により、委託者から再委託の中止の請求を受託者が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更については、別途委託者受託者にて協議して定めるものとする。
- ウ 受託者は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- エ 受託者は、再委託先の履行について委託者に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、委託者の指定した再委託先の履行については、受託者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。
- ⑤ 著作権については、次のとおりの取扱いとする。
- ア 本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、委託者が他の用途（例：広報物、PR施策での活用等）で使用する場合も無償で使用できるようにすること。
- イ 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- ⑥ 当事業において収集及び取り扱う個人情報「個人情報の保護に関する法律」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

VI 監督職員

長野県観光スポーツ部 観光誘客課（国際観光推進担当） 高橋